



会長 岩 淵 正 彦
 幹事 高 橋 利 光
 会報 江 川 元 徳 清 水 健
 猪 股 育 夫 村 上 武 彦
 例会場 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327
 例会日 毎週木曜日 12:30~13:30
 事務所 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327

第2516回例会 2015. 9. 10 No.10

本日の出席率

・本日の出席率 72.72%

ニコニコボックス

- ・岩淵正彦会長 今日は及川富男会員のスピーチです。御期待致します。
- ・秋山茂夫会員 8月20日妻の誕生日にステキな花をありがとうございます。
- ・及川富男会員 本日、2回目のスピーチです。よろしくお祈りします。
- ・鈴木彦太会員 若さとフレッシュの富男さん、ナイススピーチ宜しくお願いします。
- ・布施孝之会員 及川富男会員のスピーチを楽しみに。
- ・村上武彦会員 本日のスピーチに期待します。
- ・佐藤幸一会員 及川富男会員のスピーチ、ご期待致します。新幹線のトランベル(月刊)にヤマカノ醸造の仙台味噌が大きく紹介されておりました。おめでとうございます。
- ・飯塚仁哉会員 「まじめ」と誠実が売物の及川富男会員のスピーチは、税務に関してでしょうか。
- ・江川元徳会員 これから秋の収穫の時期、長い雨はやくやんでほしい。
- ・佐藤静市会員 及川富男会員のためになるスピーチに期待します。
- ・二階堂學会員 本日のスピーチにご期待します。
- ・菅原文之会員 及川富男会員のキャリアと実績のある人生からの卓話に期待して。天候異常が続いています。体調管理にご用心……。
- ・小泉洋会員 先日は誕生祝有難うございました。
- ・高橋義文会員 本日のスピーカーの及川富男会員に期待しましたが、早退のため大変申し訳ございません。連日の雨、農作物に大変影響あると思います、早めに晴天回復するように願います。

- ・高橋利光幹事以下、及川富男会員のスピーチに期待。
 佐々木崇会員 氏家良典会員 千葉吉男会員
 山田直志会員 佐竹孝行員 小竹秀敏会員
 遠藤光則会員 佐々木源悦会員 熊谷敏明会員
 菅原慶一会員 只野佳旦会員 小野寺伸浩会員
 富士原裕子会員 武川毅会員 杉田広仁会員
 佐藤早智子会員
 以上、ありがとうございました。

会長要件 岩淵正彦会長

今日は9月に入って2回目の例会です。天気はずれず雨続きで稲刈りも遅くなりそうです。因に私どもの商売も雨続きだとよろしくありません。

今日は、ちょっとロータリーの話をしたと思います。先月の8月ですが、RIから一通のメールが来ていました。会員増強に関するラビンドラン会長からのメッセージです。ちょっとさわりを読んでみます。

「会員の皆さま、日頃よりロータリーをご支援いただき、心から感謝申し上げます。

私たちは会員増強について頻りに話をします。通常、話の焦点は新会員の勧誘になるわけですが、等しく重要であるベテラン会員の維持も忘れてはなりません。

「会員増強・新クラブ結成推進月間、である今月、皆さまにとってロータリーは何を意味するのか自問していただきたいと思います。そして、皆さまがロータリー体験談を話される際は、ロータリー仲間以外のご友人や職場のお仲間にもご紹介いただき、入会したきっかけだけでなく今日も会員であり続ける理由も是非お話しください。

その理由は、地域社会で変化をもたらすことができるなら、それとも、生涯続く友情が得られるからでしょうか。助けを求めている人々への支援から生じる充足感であれ、ロータリーでの機会やつながりを通じ

て得られた人生における発展であれ、ロータリーの会員であったからこそ可能となったことについての是非をお話していただきたいと思います。

皆さま自身のロータリーストーリーこそ、新たな入会に向けて人の心を動かす力となります。」とあります。おそくなりましたが、もう一度皆さんと考えてみたいと思いました。

幹事報告 高橋利光幹事

- ・活動計画書が届きました
若柳RC・余目RC

各委員会報告

- ・職業奉仕委員会 (佐藤敬喜委員長)
職場訪問例会のお知らせ
月 日 10月8日(木)
場 所 みろく園
詳細はFAXにてお知らせしますので、出欠のご連絡をお願い致します。
- ・復興特別委員会 (菅原文之委員)
阿部泰彦委員長より報告の依頼がございましたので報告いたします。

9月9日、愛知県刈谷市、株式会社デンソー社会貢献室沢井係長さんと登米市役所で落ち合い、市長と振興事務所長を表敬訪問し、中田町NPO法人「かなみの森」から南三陸町役場へ今年3.11に刈谷市駅前での復興支援イベントに観光物産協会で参加した際募金を南三陸町長へ支援しました。

10月3日は、佐沼ロータリークラブ50周年記念式典にゲスト出演した吉武まつ子さん、息子さんの大地さん、ピアニストの小林ちからさん、尺八の松村湧太さんのファミリーコンサートを登米・南三陸フェスティバルで開催します。ありがとうの花、登米市民歌もみんなで歌います。ご参加よろしくお祈りします。

- ・社会奉仕委員会 (佐々木源悦委員)
「ダメ・ゼッタイ」薬物乱用防止の募金をいたします。募金箱を準備しましたのでご協力をお願いします。

今週のスピーチ

「税金の種類と調査」 及川富男会員
入会以来2年が過ぎ、本日二回目のスピーチです。前回は、税務の職場の経歴、各税務署の税収ランクの話、内部で使う略語などお話をさせていただきました。今回は、税金と調査のことについてお話ししようと思っております。

1. 国税の種類について

- ・主な税金：所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、酒税
それぞれに税法がありますが、贈与税法というのはありません。相続税法の中に贈与税が定められております。相続税の中で補完する。
- ・その他の国税：揮発油税、石油ガス税、印紙税、登録免許税、自動車重量税、航空機燃料税、電

源開発促進税、石油石炭税、たばこ税、とん税
とん税というのは、港に入ってくる外国船舶のトン数に応じてその船の方が取めなければなりません。外国の船に限られています。1トンあたり16円です。他に地方の特別とん税というのがあって1トンあたり20円ですので、併せて1トン36円になります。

2. 調査の権限

調査は何で出来るのかということですが、それは・国税通則法24条、25条の「更正」「決定」に根拠があります。

24条「更正」：税務署長は税額がその調査したところ異なる時は、その調査により税額を更正する。

25条「決定」：税務署長は申告書を提出しなかった者がいる場合、その調査により税額を決定する。

国税通則法74条の2：国税職員は所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要ある時は質問し、その帳簿書類などの物件を検査し、提示・提出を求めることができる。

・質問検査権 税務職員は法律にもとづいて質問検査証がもらえます。これによって質問検査証の行使ができる。

任意調査：税務署の調査は通常任意調査です。

法人税、相続税、所得税、消費税
犯罪調査でないから黙秘権はありません。任意調査をこぼむと罰則があります(虚偽答弁、検査妨害、忌避)。1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。なかなか適用した事例なし。

強制調査：収税吏(税の警察官)。国税犯取締法(明治33年制定の法律)
裁判所の令状を持って脱税犯を追っかけます。相手は犯人ですので、脱税犯の調査のため黙秘権が与えられます。

任意調査の場合は、黙秘権がないので答えなかったら勝手に調査されて「更正」とか「決定」されてしまいます。税務調査からずっとのがれて任意調査からののがれようとする勝手に調査されますので厳しい状態になります。

3. 調査の種類(一般的な分類)

- ・特別調査……2週間から1ヶ月程度
 - ・一般調査……1~2週間程度
 - ・短期的な調査……2~4日程度
- 大きな会社になりますと国税局の調査査察部の調査課というところが東北6県の大きな会社を定期的に調査しています。これは資本金の大きい大規模な会社です。

税務署長には、質問検査証は与えられません。税務署長自らは調査できませんが調査の指示をします。どの様な目的で選定されて何人か来るかということが問題です。税務調査を受ける方も何があるのだろうかということで大変です。税務調査を担当する側も、どんな会社だろうか等々不安です。

調査担当者と会社側の方が最初に色々と話をされてなごやかな雰囲気の中で調査が行われるのがよいと思います。